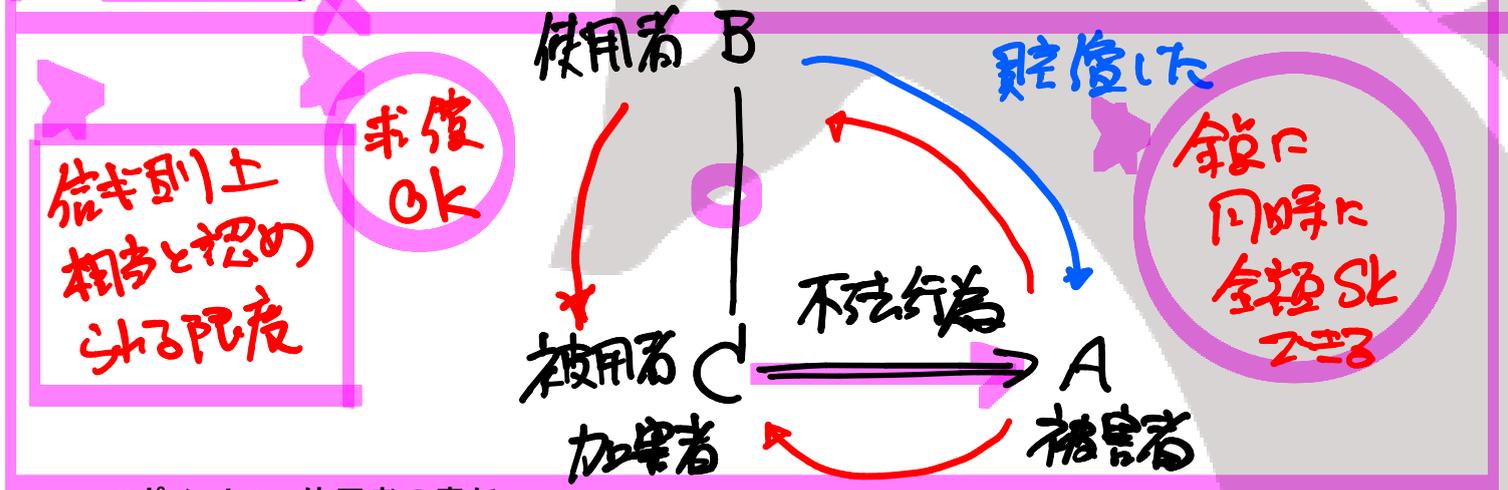


使用者の責任 H06-07-4 《#316》

【問】 正誤をつけよ。

Aは、宅地建物取引業者Bに媒介を依頼して、土地を買ったが、Bの社員Cの虚偽の説明によって、損害を受けた。Bは、Aに対して不法行為による損害の賠償をした場合、Cに求償することはできない。



《ポイント》 使用者の責任

ある事業のために他人を使用する者は、被用者がその事業の執行について第三者に加えた損害を賠償する責任を負う。この規定は、使用者から被用者に対する求償権の行使を妨げない。（民法 715 条1項、3 項参照）

《補足》 求償の範囲

使用者の被用者に対する求償は、信義則上相当と認められる限度に制限される。（最判昭 51.7.8）

【答え】 誤り